

# 和歌山県

## 就職氷河期世代 正規雇用促進助成金

就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）の失業者または非正規雇用労働者（県内の事業所に勤務している人を除く）を新たに正規雇用労働者として雇い入れ、1年以上継続して雇用した事業主（県内本社・本店）を対象に、県から助成します。

### ● 助成金額 ●

中小企業 40万円

大企業 30万円

### ◀ 国の助成金と合わせて活用 ▶

県 就職氷河期世代正規雇用促進助成金

国 特定求職者雇用開発助成金  
(就職氷河期世代安定雇用実現コース)

中小企業

大企業

合計 100万円

合計 80万円

40万円

30万円

60万円

50万円

※県からの助成の対象となるのは、国の助成金を満額で受給している場合に限りです。

※1事業主につき1回限りの定額助成です。

お問合せ・申請先

和歌山県 商工観光労働部 労働政策課

電話 073-441-2790

メール e0606001@pref.wakayama.lg.jp

助成金の交付要件・申請手続については、裏面をご覧ください。



## 主な交付要件

- ①ハローワーク、民間の職業紹介事業者など一定の紹介機関の紹介により、就職氷河期世代（35歳以上55歳未満）の失業者または非正規雇用労働者（紹介日において県内の事業所に勤務している人を除く。）を令和2年4月1日以降に正規雇用労働者として新たに雇い入れたこと。  
※同一企業内での正社員転換は対象外
- ②当該対象者を雇入れの日から起算して1年以上にわたり継続して雇用していること。
- ③当該対象者の雇入れにより、国の「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給要件に該当し、和歌山労働局長から同助成金の第1期（6か月経過後）および第2期（1年経過後）に係る支給決定（満額）を受けていること。

## 中小企業と大企業の区分

◎中小企業に該当する事業主は下表とおり

主たる事業	資本金の額または出資の総額	または	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下		50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

◎上表に該当しない事業主 ⇒ 大企業

## 交付までの流れ

